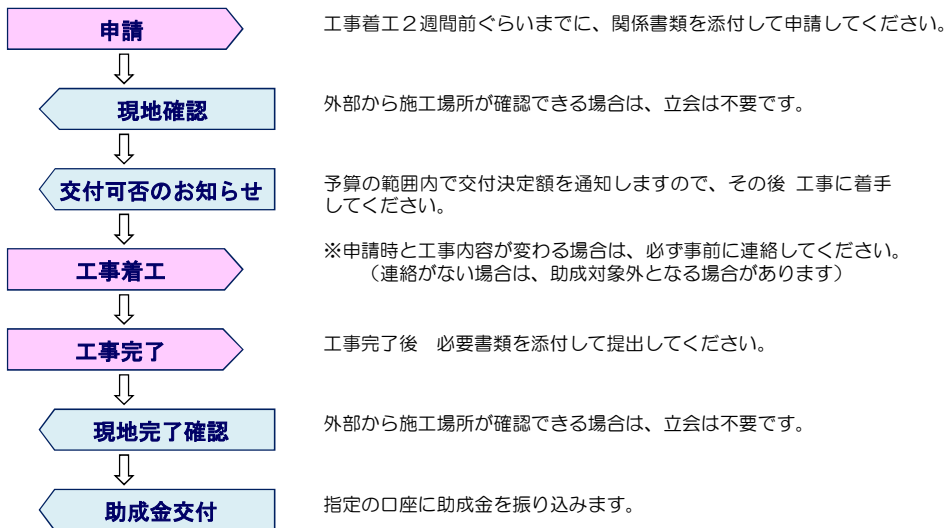


手続きについて

※必ず 工事着手前に申請手続きを行ってください。



よくあるご質問

Q：自分で樹木を購入して植栽したいのですが、助成の対象となりますか？

A：助成条件を満たしていれば対象となります。

Q：対象にならない樹木の種類はありますか？

A：西宮市では生物多様性の観点から使用を控えていただきたい種類の植物がありますので、詳しくは別添の資料をご確認ください。

Q：既に行ってしまった工事に対して助成してもらえますか？

A：工事着工前に申請いただいたものに限ります。

Q：1年で接道緑化と屋上緑化の2つの工事を行うのですが、一度に申請できますか？

A：当該年度における同一場所での助成対象となる工事は1工事に限りますので、できません。



【下記工事は助成対象外です】

- ・国、地方公共団体その他のこれに準ずる団体の行う工事。
- ・他の制度で緑化関連助成を受ける工事。
- ・転売を目的とした工事。
- ・兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」、西宮市「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」により必要とされる工事。
- ・同一の箇所において5年以内の同一の種類の助成。

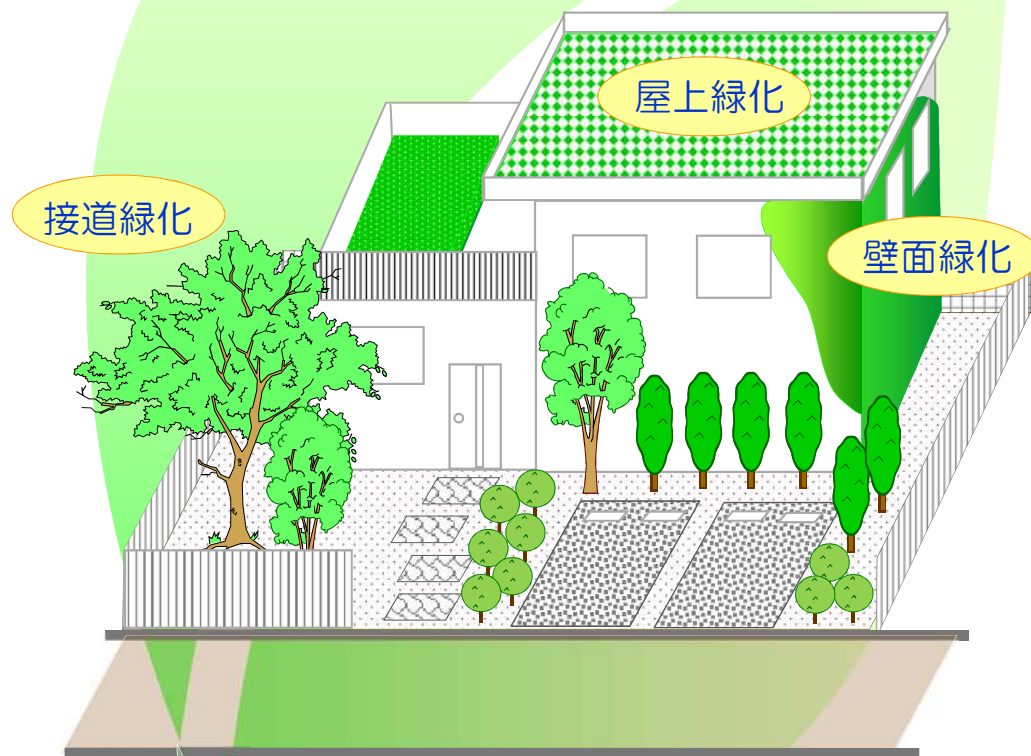
事業により植栽した樹木の健全育成に努めてください。なお、道路にはみ出した枝葉は大変危険ですので、将来の成長を想定した場所に植栽するとともに、適正な管理を行ってください。

【問合せ先】 西宮市 花と緑の課
〒662-8567 西宮市六湛寺町8-28
TEL (0798) 35-3682

令和6年4月

住まいの緑化助成制度

うるおいのある
緑ゆたかな美しいまちづくり



西宮市

西宮市では住宅敷地内のさまざまな『緑化』に対して、助成を行っています。

接道緑化工事

【助成の対象】

- 住宅専用敷地内で、道路（一般通行の用に供されている私道含む）又は道路横の水路に接するところから**7m以内**の部分に植栽し、外部から眺望できるもの。

【助成の条件】

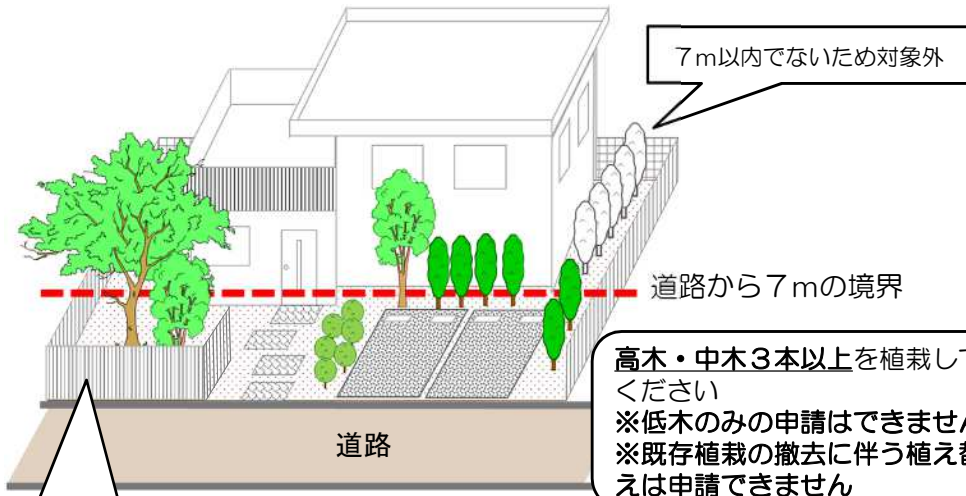
つぎの条件をすべて満たすこと。

- 高木、中木（高さ1.5m以上の樹木）を合わせて3本以上植栽する。
- 接道部分と植栽の間に遮蔽物がある場合、遮蔽物の上部より樹高の1/2以上が見える樹木を使用すること。

※高さ0.3m以上の低木も助成対象になりますが、低木のみの申請は不可。
また、既存植栽の撤去に伴う植え替えや、地被・草本類は対象外。

【助成金額】

樹木の規格	助成単価
高木（高さ3m以上）	15,000円/本
中木②（高さ2m以上3m未満）	4,800円/本
中木①（高さ1.5m以上2m未満）	2,300円/本
低木②（高さ1m以上1.5m未満）	1,600円/本
低木①（高さ0.3m以上1m未満）	450円/本
限度額	50,000円



塀などの遮蔽物がある場合
その上部から樹高の
1/2以上が見えること

接道部分から7m以内の場所にあっても
外部から見えないものは対象となりません

壁面緑化工事

【助成の対象】

- ツタ類で住宅専用敷地内のネットフェンス、塀、あるいは建築物や石積・擁壁構造物の**壁面を連続して緑化**するもの。

【助成の条件】

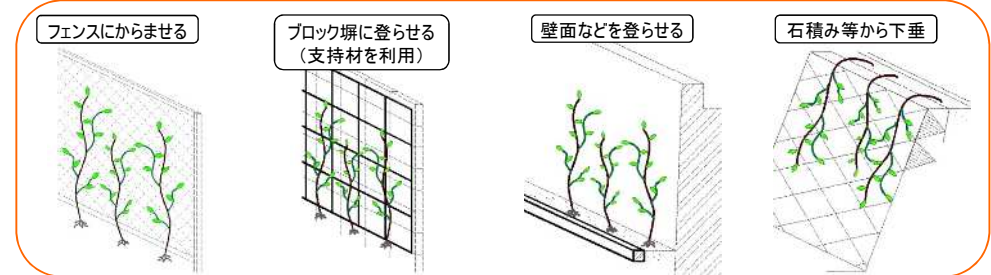
つぎの条件をすべて満たすこと。

- 恒久的な緑化施設であること。（プランターなどによる一時的で、移設が容易な緑化は対象となりません）
 - 植栽する植物は、継続して屋外で生育する木本性のツル性植物で、1m当たり3株以上を植栽する。
 - 道路（一般通行の用に供されている私道含む）又は道路横の水路から眺望できる場所に植栽すること。
- ※既存壁面緑化の撤去に伴う植え替え工事は対象外。

【助成金額】

- 助成金額：対象経費（材料費、施工費）の2分の1。（限度額 10万円）

※ 必要最小限の植物支持材（網状のネット等）は助成対象となりますが、フェンス、ブロック塀、擁壁、石積み等設置費用は対象となりません。



屋上緑化工事

【助成の対象】

- 植栽に必要な土の厚みを持ち、雨水がかかる**建築物上を緑化**するもの。
- 植生池、水田などの水面を建築物上に設置するものも可。

【助成の条件】

- 恒久的な緑化施設であること。
（プランターなどによる、一時的で移設が容易な緑化は対象となりません）
- ※既存屋上緑化の撤去に伴う植え替え設置は対象外。

【助成金額】

- 対象経費（材料費、施工費）の2分の1。（限度額 15万円）
- ※ 植物材料、軽量客土、防水・防根シート、植付費用等は助成対象となりますが、上屋スラブ等設置費用は対象となりません。



西宮市の生物多様性から

各種助成で使用する植物についての注意事項

西宮市では、生物多様性の観点から国や県により特定外来生物・要注意外来生物として指定された植物は使用しないようにお願いしています。

下記の具体種を使用する場合は、**助成の対象となりません**ので、ご注意ください。
(詳しくは、「花と緑の課」へお問い合わせください)

木本類

プリペット・ヒイラギナンテン・ブッドレア・ピラカンサ類・トウネズミモチ・ナンキンハゼ・ハリエニシダ・ハリエンジュ(ニセアカシア)・シンジュ・シナサワグルミ・モウソウチクなど

草本類

オオキンケイギク・オオハンゴウソウ・キショウブ・ミズヒマワリ・コカナダモ・ホテイアオイ・セイヨウスイレン・ボタンウキクサなど

接道緑化で生垣を考えておられる方へ

混ぜ垣の一例



混ぜ垣のすすめ

混ぜ垣(交ぜ垣)とは、様々な樹木を合わせて植える生垣のことです。花が咲く木、実が成る木、葉や花に香りのある木、葉の色が美しい木などを混ぜて植えることは、見た目が楽しいだけでなく、私たちと一緒に暮らす生きものにもやさしいものです。

混ぜ垣に適した種類

アラカシ・ウバメガシ・クチナシ・ネズミモチ・ナワシログミ・ヒサカキ・ツバキ・ゲッケイジュ・ユズ・キンカン・ニッケイなど

※上の写真の混ぜ垣には、アラカシ、ウバメガシ、ナワシログミなどが植えられています。